

業 務 委 託 契 約 書

収入印紙
添 付

1 委 託 名	選挙人名簿対照オンラインシステムのネットワーク構築業務	
2 委 託 場 所	岸和田市区域内	
3 委 託 期 間	令和7年12月〇日 から 令和8年2月23日 まで	
4 委 託 料	金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円	
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	金 〇〇〇〇〇〇〇〇円
5 契 約 保 証 金	免 除（岸和田市財務規則第123条第2号の規定による。）	
6 前 払 金 額	前払金なし	
7 委託料の支払方法	完了払	

上記の業務委託について岸和田市財務規則を承諾し、委託者岸和田市（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7 年 12 月 〇 日

委託者（甲） 住 所 岸和田市岸城町7番1号
名 称 岸和田市
代 表 者 岸和田市長 佐野 英利 ⑥
（選挙管理委員会事務局取扱い）

受託者（乙） 住 所

代 表 者 ⑥

(総 則)

第 1 条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間内に頭書の業務委託を完了しなければならない。

2 前項の仕様書に示されていないもの又は示されていても疑義のあるものは、甲乙協議して定める。

(委託料の支払)

第 2 条 乙は、業務委託を完了したときは、遅滞なく甲に対して完了報告書及び成果物並びに委託料請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の完了報告書及び成果物並びに請求書が正当であると判断したときは、当該書類を受領した日から 30 日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 3 条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約の目的物を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第 4 条 乙は、業務委託の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、一部の場合において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項において、甲は、乙に対して業務につき著しく不適当と認められる受任者又は下請者の変更を請求することができる。

(業務委託の調査等)

第 5 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し業務委託の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(関係法令の遵守等)

第 6 条 乙は、この契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律、岸和田市情報セキュリティポリシー、岸和田市電子計算機及び情報システム管理運用規程、労働基準法等の関連法令や、個人情報取扱特記事項を遵守するものとする。

(業務委託の内容変更等)

第 7 条 甲は、必要があるときは、業務委託の内容を変更し、又は業務委託を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害について賠償するものとし、賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第 8 条 乙が、甲又は第三者に損害を与えたときの賠償は、甲の責めに帰する事由による場合のほか乙の負担とする。

2 天災その他不可抗力により生じた損害については、甲乙協議してその損害額負担者及びそれぞれの負担額を定める。

（委任者の解除権）

第 9 条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
この場合において、乙に損害が生じて甲はその損害を賠償しないものとする。

(1) 委託業務を遂行しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

3 甲は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、乙が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

4 前項の規定により乙が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

（違約金等）

第 10 条 乙は、前条の規定により契約を解除された場合は、甲に対して請負金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、この契約による請負金額の 10 分の 1 に相当する額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 第 1 項の場合において、乙が違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

4 甲は契約の解除によって直接生じた甲の損害の賠償を、乙に求めることができる。

（受任者の解除権）

第 11 条 乙は、甲がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって甲に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

（費用の負担）

第 12 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（検査）

第 13 条 乙は、仕様書の定めに従って、委託業務を遂行し、仕様書に定める成果物を甲の指定場所に納入する。なお、委託業務が成果物の完成を目的としない場合、乙は、仕様書の定めに従い委託業務を遂行し、その結果を甲に書面で報告する。

2 甲は、乙による成果物の納入又は委託業務の履行結果の報告後、10 日以内（以下「検査期間」

という。)に委託業務が仕様書に適合しているか否かの検査を行い、その結果を乙に通知する。

3 前項の検査に合格した場合は、甲は、その旨及び検査合格日を記載のうえ、記名押印又は署名した検査合格証（検収書その他の名称の如何を問わない。）を乙に交付する。

4 検査結果を経過しても甲から検査結果の通知がない場合、検査期間満了をもって検査に合格したものとみなす。ただし、検査期間の延長につき、甲が事前に乙の同意を得た場合はこの限りではない。

5 第2項の検査の結果、不合格のものがあつた場合、乙は、遅滞なく甲から指摘された仕様書との不適合を補正して、甲の再検査を受けるものとする。再検査には前各項の手続を準用する。

6 第3項の検査合格をもって委託業務の完了とする。なお、成果物がある場合は、この時点で引き渡し完了とする。

（補正期間）

第14条 第13条に定める委託業務の完了後1年以内に、委託業務について、乙の業務上の過失に起因する仕様書との不適合を甲から通知された場合は、乙は、無償でその不適合を補正する。

2 前項に定める乙の補正義務は、委託業務に関連する乙の責任の全てを規定する。

（所有権の帰属）

第15条 委託業務の履行により作成され、甲に提供される物件（成果物を含む。詳細は仕様書で定める。以下「納品物」という。）の所有権は、委託業務の検査に合格をしたときに、乙から甲に移転する。

2 納品物が、検査合格前に滅失・毀損した場合には、その危険は乙が負担する。ただし、その滅失・毀損が甲の責めに帰すべき事由による場合には、甲が負担する。

3 納品物が、検査合格後に滅失・毀損した場合には、その危険は甲が負担する。ただし、その滅失・毀損が乙の責めに帰すべき事由による場合には、乙が負担する。

（秘密の保持）

第16条 乙は、この契約の履行上知り得た一切の事項については、秘密扱いとし、理由の如何を問わず他に漏らしてはならない。

（管轄裁判所）

第17条 この契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第18条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上これを定める。

（以下余白）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を遵守し、同法第66条第2項の個人情報取扱事務の受注者として、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（罰則の教示等）

第3 乙は、本件業務に従事している者に対し、在職中だけではなく退職後においても本件業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、前項の周知の際に、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第176条又は第180条の違反行為をしたときは、法により懲役又は罰金に処されること（法第183条により、日本国外においてこれらの違反行為をした者についても適用されることを含む。）を教示しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者又は従事していた者が、法第178条、第179条又は第182条の違反行為をしたときは、法第184条により、乙に対しても、罰金刑が科されることを十分認識し、本件業務を処理しなければならない。

（収集の制限）

第4 乙は、本件業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該処理に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第5 乙は、本件業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合又は甲が事前に承諾した場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。持ち出しの承諾を得た場合においても、パスワード、ICカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。
- (3) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。特に事故を防ぐため、複数の者による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずること。

(4)個人情報の漏えい等の防止のため、個人情報の秘匿性等その内容に応じてスマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限を行うこと。また、作業場所に、私用電子計算機、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込ませない等の漏えいを防止する措置を講ずること。

(5) 個人情報を利用する作業を行う電子計算機に、個人情報の漏えいにつながると考えられるアプリケーションをインストールしないこと。また、アプリケーションやソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずること。

(6) 本件業務に着手する前に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上その他本件業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施すること。

(7) 乙は、本件業務の個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、以下のとおり安全を確保しなければならない。

ア （アクセス制御）パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）し、IDやパスワードを設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずること。

イ （アクセス記録）当該個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及び必要に応じてアクセス記録を分析する等の措置を講ずること。

ウ （アクセス記録）アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずること。

エ （アクセス状況の監視）当該個人情報への不適切なアクセスの監視のため、個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合には、必要に応じて警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の措置を講ずること。

オ （管理者権限の設定）情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を必要最小限とする等の措置を講ずること。

カ （外部からの不正アクセスの防止）個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずること。

キ （情報システムにおける個人情報の処理）個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は速やかに再利用できない状態まで消去し、不正利用を防止するため必要な対策を講ずること。

ク （暗号化）情報の不正利用を防止するために必要な暗号化を講ずること。

ケ （端末の限定）本件業務を処理する端末を限定するために必要な措置を講ずること。

コ （端末の盗難防止等）端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずること。

サ （第三者の閲覧防止）端末の使用に当たっては、個人情報第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずること。

シ （入力情報の照合等）情報システムで取り扱う個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容

との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うこと。

ス (バックアップ) 個人情報の重要度に応じて、復元可能なバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずること。

セ (情報システム設計書等の管理) 個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずること。

ソ (入退管理) 個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域 (以下「情報システム室等」という。) に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の従事者の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずること。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設 (以下「保管施設」という。) を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずること。

タ (入退管理) 情報システム室等について、必要があると認めるときは、出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずること。

チ (入退管理) 情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備 (その定期又は随時の見直しを含む。) し、IDやパスワードを設定する等の入退の管理に関する必要な措置を講ずること。

ツ (情報システム室等の管理) 外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等及び保管施設に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずること。

テ (情報システム室等の管理) 災害等に備え、情報システム室等及び保管施設に耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずること。

(返還、廃棄等)

第6 乙は、本件業務を処理するために甲から提供され、又は自らが収集した個人情報について、保有する必要がなくなった、又はこの契約が終了し、若しくは解除されたときは、甲の指定した方法により、確実かつ速やかに返還若しくは引き渡し又は消去若しくは廃棄しなければならない。

2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際して甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 乙は、本件業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面で甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本件業務を処理するための個人情報については、自ら取り扱うものとし、第三者 (以下「再委託先」という。) にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定に関わらず、事前に再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託する理由、その他甲が必要とする事項を記載した書面をもって申請し、甲が事前に承諾した場合に限り、乙は、本件業務の一部を再委託先に委託することができる。この場合において、乙は、再委託先に対し、乙と同様の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

3 乙は、前項の規定により、本件業務の一部を再委託したときは、その契約内容を速やかに書面で甲に報告しなければならない。

4 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

（目的外の使用等の禁止）

第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務に関して知り得た個人情報を、本件業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第9 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本件業務を処理するために、甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第10 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査又は検査）

第11 甲は、本件業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、必要に応じて乙及び再委託先に対して、監査又は検査（実地検査含む。）を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本件業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故発生時における報告）

第12 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずること。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる場合には、当該端末等からの通信を遮断するなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（従事者に行わせることを含む。）ものとする。

3 乙は、前々項の規定による報告後も、事故の発生した経緯、被害状況等を継続して調査し報告しなければならない。

4 甲は、乙から事故発生に関する報告があった場合、市民に対して適切な説明責任を果たすため、必

要な範囲においてその内容を公表することができる。

（損害賠償）

第 13 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第 14 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

（協議）

第 15 乙は、本業務の仕様書に定めのない方法で個人情報を取り扱う場合には、予め甲と協議を行うこと。

（以上余白）